

令和8年6月17日
薬事衛生課
課長 原田
外線 225-1440
内線 4 1 5 0

## 知事指定薬物の指定について

本日、石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき「知事指定薬物」3物質を指定しました。

知事指定薬物及び当該物質を含む製品の製造、販売、所持、使用等は条例に違反することとなり処罰の対象となります。

### 記

#### 1 知事指定薬物（3物質）

- (1) 2- {2- [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類
- (2) 2- {[4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類
- (3) N- [2- (5-メトキシー-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン及びその塩類

#### 2 施行期日

令和8年6月18日

詳細は、県ホームページ「危険ドラッグ対策について」をご覧ください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html>